

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

- 北海道みんなの日条例施行規則の一部を改正する規則…………… (道民生活課) 45
- 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則…………… (国保医療課) 46
- 北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課) 48
- 北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市環境課) 48

訓 令

- 北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令…………… (財産活用課) 49

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定…………… (税務課) 49
- 環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の一部改正…………… (環境政策課) 49
- 危険薬物の指定の解除…………… (医務薬務課) 49
- 道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課) 49
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 49
- 道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) 50
- 道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課) 50
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (維持管理防災課) 50
- 都市計画の変更の決定…………… (都市計画課) 50
- 都市計画事業の認可…………… (都市環境課) 51
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件)…………… (都市環境課) 51

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 51
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 53
- 特定調達契約に係る入札の公告 (2件)…………… 53
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… 56

道病院事業管理規程

- 北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 57

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 58
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 58
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… 59

道人事委員会規則

- 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則…………… 60
- 北海道人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則…………… 60
- 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 61
- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 62
- 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 62

道監査委員公表

- 令和7年度に係る随時監査 (工事) の結果に対する措置状況の公表…………… 62

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 62

規 則

北海道みんなの日条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第18号

北海道みんなの日条例施行規則の一部を改正する規則

北海道みんなの日条例施行規則 (平成29年北海道規則第23号) の一部を次のように改正する。

本則の表北海道立オホーツク流水科学センターの項の前に次のように加える。

北海道庁旧本庁舎	北海道庁旧本庁舎条例 (令和6年北海道条例第66号) 第12条第1項に規定する利用料金 (同条例別表1の表に係るものに限る。)
----------	---

本則の表北海道立総合博物館の項中「別表第2の1の事項(1)及び4の事項」を「別表第2の1の表(1)及び4の表」に改め、同表北海道立総合体育センター及び北海道立北見体育センターの項中「別表2の事項及び3の事項」を「別表2の表及び3の表」に改め、同表北海道立真駒内公園、北海道立野幌総合運動公園、北海道子どもの国、北海道立オホーツク公園、北海道立宗谷ふれあい公園、北海道立ゆめの森公園及び北海道立十勝エコロジーパークの項中「別表第2の1の事項及び2の事項」を「別表第2の1の表及び2の表」に、「別表第5の1の事項(1)及び(2)並びに3の事項に係るもの (同表の1の事項(1)及び(2))」を「別表第5の

1の表(1)及び(2)並びに3の表に係るもの(同表の1の表(1)及び(2))に、「別表第6の1の事項」を「別表第6の1の表」に改め、同表北海道立近代美術館(北海道立三岸好太郎美術館を含む。)、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館及び北海道立帯広美術館の項中「別表第1の1の事項及び2の事項」を「別表第1の1の表及び2の表」に改め、同表北海道立北方民族博物館、北海道立文学館、北海道立釧路芸術館の項中「別表第1の1の事項(1)及び(2)」を「別表第1の1の表(1)及び(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第19号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則(平成20年北海道規則第43号)の一部を次のように改正する。

附則別記第2号様式中

財政安定化基金拠出金	円
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額	円
基金事業借入金の償還に要する費用の額の合計額	円

を

財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額	円
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額	円
出産育児支援金の納付に要する費用の額	円

に、

流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額	円
基金事業借入金の償還に要する費用の額	円

その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額	円
---	---

を

その他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額	円
子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額	円

に改める。

附則別記第3号様式中

法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金の額の合計額	円
---------------------------------	---

を

法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金の額の合計額	円
--	---

に改める。

別記第5号様式中

財政安定化基金拠出金	円	円
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額	円	円

を

財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額	円	円
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額	円	円

出産育児支援金の納付に要した費用の額	円	円
流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額	円	円

子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額	円	円
-------------------------	---	---

に改める。
別記第6号様式中

収入額の区分	収入額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものの額			計 (A + D)
	算定できるもの A	算定できないもの		
		収入額 B	基金事業対象比率 C	

を

収入額の区分	収入額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金、出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金等及び子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額			計 (A + D)
	算定できるもの A	算定できないもの		
		収入額 B	基金事業対象比率 C	

に、

法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金の額の合計額	円				円
---------------------------------	---	--	--	--	---

を

法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金の額の合計額	円				円
--	---	--	--	--	---

に、

その他後期高齢者医療に要する費用のための収入の額	円	円		円	円
--------------------------	---	---	--	---	---

を

その他の後期高齢者医療に要する費用	円	円		円	円
-------------------	---	---	--	---	---

のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等及び子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額

法附則第14条の規定による繰入金の額

円

円

円

に改め、同様式末尾欄外備考を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第20号

北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第2条第1項中「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第21号

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則（昭和58年北海道規則第

82号）の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「480円」を「570円」に、「528円」を「627円」に改め、同表第2種電柱の項中「730円」を「880円」に、「803円」を「968円」に改め、同表第3種電柱の項中「990円」を「1,200円」に、「1,089円」を「1,320円」に改め、同表第1種電話柱の項中「430円」を「510円」に、「473円」を「561円」に改め、同表第2種電話柱の項中「680円」を「820円」に、「748円」を「902円」に改め、同表第3種電話柱の項中「940円」を「1,100円」に、「1,034円」を「1,210円」に改め、同表その他の柱類の項中「43円」を「51円」に、「47円30銭」を「56円10銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「4円」「4円40銭」を「5円」「5円50銭」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「420円」を「500円」に、「462円」を「550円」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「260円」を「310円」に、「286円」を「341円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「360円」を「430円」に、「396円」を「473円」に改め、同表広告塔の項中「870円」を「900円」に、「957円」を「990円」に改め、同表その他の工作物の項中「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同表埋設管類の項中「18円」を「22円」に、「19円80銭」を「24円20銭」に、「26円」を「31円」に、「28円60銭」を「34円10銭」に、「38円」を「46円」に、「41円80銭」を「50円60銭」に、「51円」を「61円」に、「56円10銭」を「67円10銭」に、「77円」を「92円」に、「84円70銭」を「101円20銭」に、「100円」を「120円」に、「110円」を「132円」に、「180円」を「220円」に、「198円」を「242円」に、「260円」を「310円」に、「286円」を「341円」に、「510円」を「610円」に、「561円」を「671円」に改め、同表通路その他これに類する施設の項中「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同表看板の項中「87円」を「90円」に、「95円70銭」を「99円」に、「870円」を「900円」に、「957円」を「990円」に改め、同表標識の項中「680円」を「820

円」に、「748円」を「902円」に改め、同表旗ざおの項及び工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料の項中「87円」を「90円」に、「95円70銭」を「99円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令
北海道建築物等保全規程（平成18年北海道訓令第9号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項及び第2項中「250万円」を「400万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社電算システム
- 2 指定公金事務取扱者の所在地
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 3 指定をした日
令和8年3月27日
- 4 委託をした日
令和8年3月17日

北海道告示第134号

令和3年北海道告示第240号（環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

別冊を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局環境政策課に据え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第135号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物の指定を解除する物

- 1 (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- 2 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
- 3 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- 4 プロパン-2-イル1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類

北海道告示第136号

道営土地改良（余市川第1地区（農業用排水施設））事業の工事を令和7年3月26日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第137号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 余市郡赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 鉄道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 栗山北広島線	岩見沢市栗沢町栗丘389番9地先から夕張郡長沼町6702番地先（道道恵庭栗山線交点）まで	令和8年3月27日

北海道告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 道路の種類 道道
- 路線名 上登別室蘭線
- 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
登別市若山町3丁目26番3地先から同市若山町3丁目44番16地先まで	前	27.00mから27.02mまで	180.25m	—
	後	27.00mから35.47mまで	180.25m	—

北海道告示第140号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第

49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 河川の名称 一級河川石狩川水系沼田奔川
- 廃川敷地等が生じた年月日 令和8年3月27日
- 廃川敷地等の位置 （右岸）雨竜郡沼田町字更新1287番1地先から同2056番1地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 9,429.46㎡

北海道告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

- 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項
 - 都市計画の種類 区域区分
 - 都市計画を定めた土地の区域
 - 市街化区域に編入する土地の区域
苫小牧市晴海町の一部
 - 市街化調整区域に編入する土地の区域
該当なし
 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
- 帯広圏都市計画区域区分に係る事項
 - 都市計画の種類 区域区分
 - 都市計画を定めた土地の区域
 - 市街化区域に編入する土地の区域
音更町新通13・14・15丁目の一部及び東通13・14・15丁目の一部
 - 市街化調整区域に編入する土地の区域
該当なし
 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
- 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項
 - 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 追加する土地の区域

苫小牧市晴海町の一部

イ 除外する土地の区域

該当なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

4 網走都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
自動車専用道路	1・5・1号女満別空港網走道路	網走市字八坂	網走市南8条西2丁目	網走市字潮見
幹線街路	3・4・4号潮見台通	網走市駒場南1丁目	網走市字八坂	網走市潮見2丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

1 施行者の名称 北見市

2 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業3・4・10号東2丁目通

3 事業施行期間 令和8年3月27日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 北見市北8条東2丁目、北9条東2丁目、北10条東2丁目、北11条東2丁目、北8条東3丁目、北9条東3丁目、北10条東3丁目及び北11条東3丁目地内

(2) 使用の部分 なし

北海道告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

1 施行者の名称 千歳市

2 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業3・4・17号29号通及び3・4・20号北新通

3 事業施行期間 令和5年3月31日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

北海道告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和8年3月27日

北海道知事 鈴木直道

1 施行者の名称 千歳市

2 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業3・4・45号美々南通

3 事業施行期間 令和6年3月15日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 令和6年北海道告示第135号の事業地のうち千歳市美々地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月27日

北海道空知総合振興局長 鷲尾 亨

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和8年8月3日（月）

(4) 納入場所 北海道空知総合振興局森林室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月27日（金）から同年5月14日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 令和8年5月21日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月20日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 軽貨物自動車1台及び乗用自動車4台
- (2) 予定時期 令和8年4月頃及び同年5月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 21, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 20, 2026)
- C Contact : Administrative Division, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道後志総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月27日

北海道後志総合振興局長 瀧川 雅 晴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借（小樽建設管理部蘭越出張所ほか） 一式（1月当たりの単価）
3台分
- 2 落札を決定した日
令和8年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌
 - (2) 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1番地
- 4 落札金額
150,150円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和8年1月20日付け北海道後志総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道胆振総合振興局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月27日

北海道胆振総合振興局長 牧 野 充

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 入札番号1
 - (ア) 調達する物品等の名称
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
 - (イ) 調達台数及び調達予定数量

5台及び1月当たり46,400枚

イ 入札番号2

(ア) 調達する物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(イ) 調達台数及び調達予定数量

2台及び1月当たり7,100枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 令和8年6月1日から令和13年5月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和8年3月27日（金）から同年4月23日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道胆振総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課）

(2) 入札日時 令和8年5月11日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月8日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 6台分

(2) 予定時期 令和9年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/a0003/b0001/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行う

かを申し出ること。）

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総価額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価に調達予定枚数を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

また、再度の入札に付し落札者がいない場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うこととし、入札参加者のうち入札総価額が最低である者から見積書を徴する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電話番号 0143-24-9565

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of copying machine 5 sets and 46,400 sheets

b Lease of copying machine 2 sets and 7,100 sheets

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 11, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 8, 2026)

C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9565

北海道上川総合振興局告示第1004号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月27日

北海道上川総合振興局長 嶋田貴洋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

(4) 納入期日 令和9年1月29日（金）

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月27日（金）から同年4月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課管財係）

(2) 入札日時 令和8年5月8日（金）午前11時（送付による場合は、同月7日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（<https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/210998.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-4908

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Patrol Car 1 set
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., May 8, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 7, 2026)
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

北海道留萌振興局告示第1003号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月27日

北海道留萌振興局長 上原和信

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定枚数

- ア 入札番号1 1台及び1月当たり7,200枚
イ 入札番号3 1台及び1月当たり4,400枚
ウ 入札番号4 1台及び1月当たり4,100枚
エ 入札番号5 1台及び1月当たり9,200枚
オ 入札番号6 1台及び1月当たり4,000枚
カ 入札番号7 1台及び1月当たり700枚
キ 入札番号8 1台及び1月当たり900枚
ク 入札番号9 1台及び1月当たり5,400枚
ケ 入札番号10 1台及び1月当たり600枚
コ 入札番号11 1台及び1月当たりモノクロ：700枚、カラー：800枚
サ 入札番号12 1台及び1月当たりモノクロ：50枚、カラー：1,400枚
シ 入札番号13 1台及び1月当たりモノクロ：100枚、カラー：1,200枚

2 落札を決定した日

令和8年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(2)のア、イ、エ及びケ

- ア 氏名 株式会社栄進堂
イ 住所 留萌市栄町2丁目5番28号
(2) 1の(2)のウ、オからクまで及びシ
ア 氏名 北鐘興産株式会社
イ 住所 増毛郡増毛町畠中町3丁目82番地
(3) 1の(2)のコ
ア 氏名 株式会社浜田商事
イ 住所 留萌市旭町2丁目14番地
(4) 1の(2)のサ
ア 氏名 株式会社ビジネスPLUS
イ 住所 留萌市栄町2丁目2番3号

4 落札金額

- (1) 1の(2)のア
ア 基本料金 41,300円
イ 複写料金 3.50円
(2) 1の(2)のイ
ア 基本料金 24,500円
イ 複写料金 3.80円
(3) 1の(2)のウ
ア 基本料金 30,700円
イ 複写料金 4.20円
(4) 1の(2)のエ
ア 基本料金 54,800円
イ 複写料金 4.00円
(5) 1の(2)のオ
ア 基本料金 41,500円
イ 複写料金 4.28円
(6) 1の(2)のカ
ア 基本料金 31,000円
イ 複写料金 5.00円
(7) 1の(2)のキ
ア 基本料金 31,000円
イ 複写料金 5.00円
(8) 1の(2)のク
ア 基本料金 31,000円

イ 複写料金 4.25円

(9) 1の(2)のケ

ア 基本料金 19,900円

イ 複写料金 5.90円

(10) 1の(2)のコ

ア 基本料金 33,810円

イ 複写料金

(ア) モノクロ 1.60円

(イ) カラー 15.50円

(11) 1の(2)のサ

ア 基本料金 31,600円

イ 複写料金

(ア) モノクロ 4.50円

(イ) カラー 25.00円

(12) 1の(2)のシ

ア 基本料金 27,600円

イ 複写料金

(ア) モノクロ 6.00円

(イ) カラー 27.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年1月13日付け北海道留萌振興局告示第1001号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道留萌振興局総務課

(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2

北海道留萌振興局告示第1004号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年3月27日

北海道留萌振興局長 上原和信

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 随意契約に係る物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1月当たり1,100枚

2 随意契約の相手方を決定した日

令和8年2月26日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社ビジネスPLUS

(2) 住所 留萌市栄町2丁目2番3号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 基本料金 31,300円

(2) 複写料金 4.40円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道留萌振興局総務課

(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2

道 病 院 事 業 管 理 規 程

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道病院事業管理者 井上聡巳

北海道病院事業管理規程第1号

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道病院事業職員給与規程（平成29年病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウ医療職給料表(2)等級別基準職務表中

5級	1	主査、係長又は科長の職務
	2	子ども総合医療・療育センターリハビリテーション課長の職務
	3	指導専門員、指導理療専門員又は指導医療検査専門員の職務

を

5級	1	主査、係長又は科長の職務
----	---	--------------

2 指導専門員、指導療育専門員又は指導医療検査専門員の職務

に改め、

同表中、

6級 1 本庁の課長補佐、主幹又は技術主幹の職務
2 子ども総合医療・療育センターの薬局部長の職務
3 薬局長の職務
4 病院の地域連携室副室長の職務
5 向陽ヶ丘病院認知症患者センター副センター長の職務
6 調整幹の職務

を

6級 1 本庁の課長補佐、主幹又は技術主幹の職務
2 子ども総合医療・療育センターの薬剤部長の職務
3 子ども総合医療・療育センターリハビリテーション課長の職務
4 薬局長の職務
5 病院の地域連携室副室長の職務
6 向陽ヶ丘病院認知症患者センター副センター長の職務
7 調整幹の職務

に改める。

別表第3子ども総合医療・療育センターの項中

薬剤部長
地域連携課長

を

薬剤部長
リハビリテーション課長
地域連携課長

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月27日

北海道教育庁胆振教育局長 高橋 宏 明

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 灯油（苫小牧A・白老地区）（1リットル当たりの単価） 49,000リットル
(2) 灯油（苫小牧B地区）（1リットル当たりの単価） 44,000リットル

2 落札を決定した日

令和8年3月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社たいせい

(2) 住 所 苫小牧市字錦岡80番地16

4 落札金額

(1) 1の(1) 103円80銭

(2) 1の(2) 103円80銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年2月6日付け北海道教育庁胆振教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁日高教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月27日

北海道教育庁日高教育局長 小 西 晃

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア A重油（浦河町地区）（1リットル当たりの単価） 59,000リットル

イ A重油（新ひだか町地区）（1リットル当たりの単価） 85,800リットル

ウ A重油（日高町地区）（1リットル当たりの単価） 36,900リットル

エ A重油（平取町地区）（1リットル当たりの単価） 143,200リットル

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 JIS規格1種

(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月27日（金）から同年4月6日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎地下会議室（送付による場合は、郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）
 - (2) 入札日時 令和8年4月10日（金）午前10時（送付による場合は、同月9日（木）午後3時まで）に必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁日高教育局のホームページ（[https://](https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index.html)

www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index.html) においてダウンロードすることができる。

- 8 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和8年1月23日付け北海道教育庁日高教育局告示第1号
（全地区において入札が不調となったことに伴う再公告）
 - 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(2)による。
 - 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
 - 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
 - (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
 - (3) 電話番号 0146-22-9485
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Fuel oil A (JIS class 1) 59,000 liters
 - b Fuel oil A (JIS class 1) 85,800 liters
 - c Fuel oil A (JIS class 1) 36,900 liters
 - d Fuel oil A (JIS class 1) 143,200 liters
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 10, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 3 : 00 P.M., April 9, 2026)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56,
Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan
Phone : 0146-22-9485

北海道教育庁渡島教育局告示第33号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月27日

北海道教育庁渡島教育局長 長居成好

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
A重油（1リットル当たりの単価） 884,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和8年3月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 北日本エネルギー株式会社
(2) 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号
- 4 落札金額
135円85銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和8年1月27日付け北海道教育庁渡島教育局告示第9号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月27日

北海道教育庁渡島教育局長 長 居 成 好

- 1 落札に係る特定役務の名称及び調達予定数量
北海道函館養護学校スクールバス運行業務
(1) Aコース（1日2便）（1日当たりの単価） 198日
(2) Aコース（1日1便）（1日当たりの単価） 1日
(3) Bコース（1日2便）（1日当たりの単価） 198日
(4) Bコース（1日1便）（1日当たりの単価） 1日
- 2 落札を決定した日
令和8年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 函館バス株式会社
(2) 住所 函館市高盛町10番1号
- 4 落札金額
(1) 1の(1) 104,800円
(2) 1の(2) 84,000円

- (3) 1の(3) 107,400円
- (4) 1の(4) 87,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和8年2月6日付け北海道教育庁渡島教育局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則6-67

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「人事委員会が別に定める」を「かつて正式に任用されていた職と同等の職以下の職（競争試験の試験区分で採用する職に限る。）で採用される」に改める。

別表第1の4の項(2)中「副研究員（）」の次に「衛生研究所又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則11-27

北海道人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会傍聴規則（北海道人事委員会規則11-2）の一部を次のように改正する。

第1条中「関して」を「関し」に改める。

第2条第1項中「会議」の次に「（以下「会議等」という。）」を、「者」の次に「（以下「傍聴者」という。）」を加え、「人事委員会事務局に住所、職業、勤務先、氏名、年齢等を申し

出て、傍聴券の交付を受けなければ」を「北海道人事委員会事務局（以下「事務局」という。）に住所及び氏名を申し出なければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者は、事務局に対し、所属する報道機関の身分証の提示又は名刺の提供により、会議等を傍聴することができる。

第2条第3項及び第4項を削る。

第3条から第5条までを削り、第2条の次に次の7条を加える。

（傍聴定員）

第3条 傍聴者は、12名をもって定員とする。ただし、口頭審理においては不利益処分についての審査請求に関する規則（平成15年人事委員会規則11-17）第17条第3項に規定する審理長、会議においては委員長（以下「委員長等」という。）が、特に認める場合は、この限りでない。

（会議等の場所に入場することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議等を行う場所に入場することはできない。ただし、委員長等が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカードその他会議等の進行の妨げになるおそれのある物を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラ、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、第6条の規定により、撮影又は録音等を行うことにつき委員長等の許可を得た者を除く。
- (5) 楽器類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議等を妨害すると事務局が疑うに足りる事情が認められる者

2 委員長等は、傍聴者に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを、事務局職員に質問させることができる。

3 委員長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないとき又はその指示に従わないときは、その者の入場を禁止することができる。

（遵守事項）

第5条 傍聴者は、傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。ただし、第4号、第5号及び第7号にあっては、病気その他の理由により委員長等の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ

幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の音声を発する機器の電源を切ること。

(8) その他会議等の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真及び動画の撮影並びに録音の制限）

第6条 傍聴者は、会議等において、写真若しくは動画を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ委員長等の許可を得なければならない。

（事務局職員の指示）

第7条 傍聴者は、全て事務局職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 傍聴者がこの規則に違反するときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場させられた者は、当日の会議等を再び傍聴することはできない。（雑則）

第9条 この規則に関し、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則13-118

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「又は1時間」を「、1時間又は15分」に改め、「1時間未満」を「15分未満」に改め、同条第7項中「1時間」の次に「又は15分」を加える。

第13条第5項中「とあり、及び」を「とあるのは「組合休暇」と、」に改め、「「特定休暇」とあるのは、「組合休暇」を「「1時間又は15分を単位として使用した特定休暇」とあるのは「1時間を単位として使用した組合休暇」」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月27日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則13-119

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「又は1時間」を「、1時間又は15分」に改め、「1時間未満」を「15分未満」に改め、同条第7項中「1時間」の次に「又は15分」を加える。

第13条第5項中「とあり、及び」を「とあるのは「組合休暇」と、」に改め、「特定休暇」とあるのは、「組合休暇」を「1時間又は15分を単位として使用した特定休暇」とあるのは「1時間を単位として使用した組合休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則16-45

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項を削り、21の項を19の項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和7年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ

（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>）から閲覧することができる。
令和8年3月27日

北海道監査委員 村 木 中
北海道監査委員 松 山 丈 史
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 佐 藤 則 子

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第187号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月27日

北海道警察本部長 友井昌宏

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 自動車ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）	112,000リットル
(2) 自動車ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）	543,000リットル
(3) 軽油（JIS各号）（1リットル当たりの単価）	78,000リットル
(4) ガソリンエンジン用オイル（SN級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価）	3,100リットル
(5) ディーゼルエンジン用オイル（CF級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価）	800リットル
- 落札者を決定した日
令和8年3月10日
- 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名	北日本エネルギー株式会社
(2) 住 所	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号
- 落札金額

(1) 1の(1)	176円
(2) 1の(2)	164円
(3) 1の(3)	154円
(4) 1の(4)	1,600円
(5) 1の(5)	1,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告

令和8年1月27日付け北海道警察本部告示第30号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部装備課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-